

仙台市立仙台高等学校いじめ防止基本方針

1. 目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

仙台市立仙台高等学校（以下「本校」という。）においては、これまでもいじめは決して許されない行為であるとの認識のもと、いじめ防止と対策にあたってきたところである。

このたび、いじめ防止推進対策法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受けて、本校においては、法第13条の規定に基づき、「仙台市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を踏まえて、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針として、「仙台市立仙台高等学校いじめ防止基本方針」をここに策定する。

2. 基本的な考え方

（1）いじめ防止等の対策に関する基本理念

本校においては、法第3条に規定されている基本理念を踏まえ、いじめ防止等の対策に、教職員一丸となって取り組んでいく。

＜いじめの防止等に関する基本理念＞（法第3条より）

○いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

○いじめ防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することのないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

○いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（2）いじめの定義

＜いじめの定義＞（法第2条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記のいじめの定義を踏まえ、いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうるものである、との認識をもって、対応にあたる。

（3）いじめの防止等に関する基本的考え方

本校においては、市基本方針に基づきながら、特に次のようなことに留意して、いじめの防止等のために学校教職員が一丸となって、家庭や地域、関係機関等との連携のもと取り組むものとする。

①いじめの防止

いじめのない学校づくりの基盤となるものは、生徒一人一人が、いのちの大切さを学び、他を思いやる心を持ち、「いじめは絶対に許されない」という認識を持つことが必要である。そのために本校では、学校教育活動全体を通じた計画的な指導を行うとともに、いじめの問題を生徒自身が深く考える機会を設けて、生徒のいじめをなくそうとする思いや行動を支援していくことだけでなく、広く社会や世界に目を向け、他者を思いやる気持ちを行動で表すことができるよう指導や支援を行っていくことが重要である。

学校から発信する様々な情報によって、いじめの問題について保護者・地域の方々への広報に努めながら、学校との共通認識のもと、連携して、いじめ防止等に取り組んでいくことが重要である。

また教職員一人一人が、インターネット等によるいじめや障害のある生徒がいじめの当事者である場合などを含めて、いじめの問題の特性を十分理解したうえで、適切に対処できるよう、計画的な研修を実施し、教職員の資質の向上を図ることも必要である。

②いじめの早期発見

「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるもの」との認識のもと、全教職員が生徒の日常的な観察を丁寧に行い、いじめの兆候やサインを見逃さないようにする必要がある。

さらには、日頃から、生徒や保護者が相談しやすい体制を作り、その積極的な周知を図るとともに、本校独自の取り組み（全生徒アンケート調査、生徒教育相談、保護者を交えた三者面談等）を計画的に実施し、全市一斉の「いじめ実態把握調査」と併せていじめの早期発見にあたることが重要である。また、いじめ発見のための情報の集約化や組織的な把握のための校内体制づくりも不可欠である。

③いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員のみで対応せず、学校対策委員会による情報共有のもと、全職員が共通の認識を持ったうえで対応を行う。

いじめられた生徒及びいじめた生徒への対応は、特に下に掲げる3点に留意しながら、個別・丁寧な指導を行うとともに、双方の保護者にも十分説明のうえ、適切な連携を図ることが不可欠である。

なお、いじめが一旦解決したと思われる場合でも、いじめが教職員の見えないところで続いたり、解決はしたが生徒の心のケアが必要なケースもあると考えられることから、注意して継続的に見守り、必要な対応・指導を行うこと、さらには、進級などによる引継ぎも適切に行っていくことが大切である。

- いじめられた生徒に対しては、必ず守り通すという姿勢を明確にして、生徒の心の安定を図りながら対応することを基本とする。
- いじめた生徒には、いじめられた生徒の苦痛を理解させ、いじめが人間として行ってはいけない行為であることを自覚できるように指導する。
- 当該生徒がいじめ等の被害者でもあり加害者でもある場合には、それぞれの行為に対する相手の苦痛を相互に理解させることを重視し、一方的な被害者感情によって加害行為に目を向けない姿勢に陥らないよう留意する。

④家庭や地域及び関係諸機関との連携

いじめの根絶・防止・早期発見などのためには、学校内にとどまらず、家庭や地域及び関係諸機関との緊密な連携が不可欠である。

特に本校においては、PTA健全育成委員会、仙台北地区学校警察連絡協議会を中心に、管轄する交番・警察署、近隣の市民センターなどとの協力・連絡体制をとって取り組みを進めていく。

3. いじめの防止等のための対策の内容

(1) いじめの防止等の対策のための組織

① 仙台市立仙台高等学校いじめ防止等対策委員会（いじめの防止等の対策のための組織）

本校においては、法第22条に基づき、いじめの防止等に関する取り組みを実効的に行うため、「仙台市立仙台高等学校いじめ防止等対策委員会」（以下、「本校対策委員会」という。）を設置する。

委員会の構成は、基本的に、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導部長、保健厚生部長、学年主任、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラーによるものとし、校長が実情に応じて毎年度、委員を任命する。

なお、内容や案件によって、校長は、他の必要な教職員や学校関係者等の出席を求めることが

できる。

本校対策委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- ア. 学校基本方針に基づく実施計画、マニュアル、チェックリスト等の作成又は承認
- イ. いじめの防止等の対策のための各年度の取組の企画・実施又は承認、実施結果の点検・評価
- ウ. いじめの相談体制や情報共有体制に関する各年度の体制の確認
- エ. いじめの事案が発生した場合の対処の統括
- オ. その他いじめの防止等に関する重要事項

② 仙台市立仙台高等学校いじめ調査委員会（いじめの重大事態発生の場合の調査組織）

法第28条第1項に定めるいじめの重大事態が発生し、市教育委員会より、学校が主体となった調査を行うように指示があった場合には、校長は、「仙台市立仙台高等学校いじめ防止等対策委員会」を母体にし、学校評議員、PTA 役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、「仙台市立仙台高等学校いじめ調査委員会」を設置して調査を行う。対象事案が発生した場合には、校長が調査委員を任命し、迅速に対応する。

（2）いじめの防止等に関する取組

①いじめの防止

- いじめについて生徒自らが深く考える機会とすることを目的として、例年11月の「いじめゼロ・キャンペーン」期間中の自主的な取組について、生徒会による活動を促し支援する。
- 生徒がいじめに向かわない心や態度の育成のために、「いのちを大切にし、お互いの人格を尊重すること」を目標として、学校教育活動全体を通じて、学校全体で取り組む。
- いじめ問題に関する啓発と対応への連携のため、いじめの防止等に関する学校の取組状況などについて、保護者や地域の方々へ広報する。
- いじめの防止等の対策に係る教職員の資質の向上を図るため、市教育委員会主催等の会議及び研修会に積極的に参加するとともに、学校対策委員会の主催により校内研修を行う。

②いじめの早期発見

- いじめの相談は全教員により対応するものとするが、相談体制としては、特に次に掲げるものを基本とする。具体的には、毎年度、校長が学校の状況を踏まえて決定し、生徒、保護者等に周知を図る。
 - *生徒からの相談＝担任、養護教諭、スクールカウンセラー
 - *保護者、地域住民からの相談＝教頭、教育相談担当教諭、生徒指導担当、担任
- 11月に実施される全市一斉の「いじめ実態把握調査」の他に、全生徒対象の本校独自のアンケート調査を毎年6月に実施する。
- いじめを含む学校生活上の不安や課題などを把握するため、年間4回、担任による生徒面談を、7月には保護者もまじえた三者面談を実施する。
- いじめの情報を把握した場合の情報の集約化、いじめの発見・把握のための注意事項など、いじめの把握・管理に係る校内体制の整備を行う。

③いじめへの対処

- 事実確認の調査、その後の対応、改善指導など、本校としてのいじめに対する対処にあたっては、個々の事案の内容を踏まえて、学校対策委員を中心に、関係部署・教職員が連携して適切に対応する。
- いじめの問題に関する指導記録を作成のうえ、進級にあたっての校内での情報共有を図るとともに、転校や進学にあたっては、個人情報にも留意しながら、適切な引継ぎに努める。

④地域や家庭との連携

- PTAとも協力し、いじめの理解・啓発に関する取組や研修会を実施する。特に、インターネットやメール等を利用したいじめの防止に関するものを重点課題として進める。

具体的には、毎年度、PTAとの協議により、実施要項を定め、計画的に実施する。

- 学校基本方針や基本方針に基づく実施状況等を、学校ホームページや学校だよりにより、保護者、地域の方々へ周知する。

⑤関係機関との連携

- いじめを含めた生徒の非行や問題行動などの未然防止、早期発見を図るため、地域における青少年健全育成事業などを、仙台北学区地域ぐるみ生活指導連絡協議会をはじめ、地域団体、地域の関係機関との協働により取り組む。

(3) 重大事態への対処

①重大事態の意味

いじめの重大事態については、法第28条第1項に、次に掲げる場合として、規定がある。

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

また、この場合の例として、

- 生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などが考えられる。

②重大事態の発生と調査

重大事態が発生した場合には、直ちに、市教育委員会に報告する。

法第28条第1項によれば、重大事態が発生した場合には、学校が主体となって調査を行う場合と、学校の設置者として市教育委員会が主体となって調査を行う場合とが考えられ、その判断は市教育委員会が行うこととなっている。

したがって、市教育委員会からの指示により、学校が主体となって調査を行う場合は、校長が「学校いじめ調査委員会」を設置して、適切に取り組む。また、市教育委員会が主体となって調査を行う場合には、その調査に協力する。

③調査結果の提供及び報告

学校は、「学校いじめ調査委員会」の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

また、調査結果については、学校が市教育委員会に報告し、市教育委員会が市長に報告する。

4. その他の重要事項

本基本方針は、学校ホームページで公表する。

本基本方針に基づき実施した調査結果については、自己点検・評価を行い、学校評議員、PTA役員から意見をいただき、必要に応じて、今後の事業見直しの検討を行い、その結果を報告する。

また、その中で、本基本方針の見直しに関する意見があった場合には、広く意見を伺い、十分に検討したうえで、必要な見直しを行う。

平成26年4月1日施行